

教育訓練給付制度の活用について

詳細については、お住まいの地域の公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。

令和6年4月1日から愛媛県社会福祉協議会が実施する介護支援専門員法定研修（【研修課程Ⅱ】を除く）が教育訓練給付制度の対象となりました。

教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

対象講座 令和6年4月1日～令和9年3月31日

教育訓練の種類・給付率	研修名	受講料	指定番号
特定一般教育訓練 受講費用の40% [上限20万円] を受講者に支給	①介護支援専門員実務研修	60,000円	3822001-2410013-3
	②介護支援専門員更新 (実務未経験者対象)研修	45,000円	3822001-2410033-9
	③介護支援専門員再研修		3822001-2410023-6
	④主任介護支援専門員研修	52,000円	3822001-2410043-1
	⑤主任介護支援専門員更新研修	46,000円	3822001-2410053-4
一般教育訓練 受講費用の20% [上限10万円] を受講者に支給	⑥介護支援専門員専門(更新)研修 【研修課程Ⅰ】	43,000円	3822001-2410062-7

※受講料には、テキスト代は含まれておりません。

※②と③の研修は、合同で実施します。

※**受講者本人**が教育訓練実施者に支払った教育訓練経費が対象です。

給付対象

一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が教育訓練給付金として支給されます。

①雇用保険の被保険者（在職者）※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下同様。

受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、**支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）以上ある方**

②雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが**1年以内**（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は、最大20年以内）であり、**かつ支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）以上ある方**

◆上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

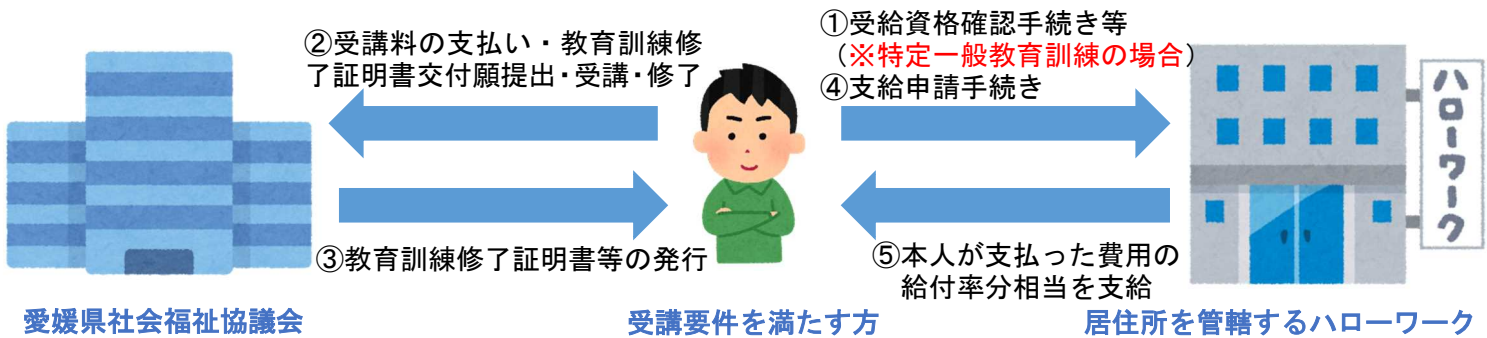
ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

申請手続き

教育訓練給付制度を活用される方は、「教育訓練修了証明書交付願」を愛媛県社会福祉協議会ホームページからダウンロードし、受講料の支払い後に、各研修の指定する期日までに郵送でご提出ください。希望者に対して、研修修了後に教育訓練修了証明書等を発行します。

修了証明書発行日の翌日から起算して1か月以内に、居住所を管轄するハローワークにて、**ご自身で給付申請手続きを行ってください。**

なお、**特定一般教育訓練の申請をする場合は、受講開始の2週間前までに訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブカードを作成し、受給資格確認手続き等を行う必要があります。(※)**



教育給付金制度に関する情報

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

教育給付金制度について 申請手続きに関すること	厚生労働省ホームページ	
電子申請のご案内	厚生労働省作成リーフレット	
特定一般教育訓練給付金のご案内	厚生労働省作成リーフレット	
一般教育訓練給付金のご案内	厚生労働省作成リーフレット	

○愛媛県社会福祉協議会ホームページ

https://www.ehime-shakyo.or.jp/study/kaigoshien_kenshu/

一般教育訓練修了証明書交付願 特定一般教育訓練修了証明書交付願 ダウンロード	愛媛県社会福祉協議会	
--	------------	--

対象研修の内容
に関することは

教育給付制度の申請等については、本会ではお答えできません。

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階
TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398
Eメール caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL <https://www.ehime-shakyo.or.jp>

教育訓練給付制度の詳細や支給要件・申請等については、お住まいの地域のハローワークへお問い合わせください。

愛媛県内ハローワーク

